【中央区学童クラブ利用審査の基準】

学童クラブの利用申請が定員を超えた場合は、区内に居住している児童を優先して審査を行います。利用者の決定は、下記の「選考指数表」、「調整指数表」に基づき指数を算定し、指数の高い順に行います。また、指数が同じ場合は「選考指数及び調整指数の合計が同位の場合の取扱い」により決定します。

なお、区外に居住し、区内の小学校に在学している児童については、区内に居住している児童の利用が決定した後の審査となります。

＜選考指数表＞

番号	保護者の状況（同居の親族その他の者が児童の保護育成に当たることができない場合）					選考指数
	類型	細目				
1	居宅外労働 居宅内労働	月２０日以上		(1)	1日8時間以上の就労を常態	20
				(2)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	19
				(3)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	18
		月１６日以上		(4)	1日8時間以上の就労を常態	17
				(5)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16
				(6)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	15
		月１２日以上		(7)	1日8時間以上の就労を常態	14
				(8)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	13
				(9)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	12
		その他		(10)	上記(1)から(9)までのほか、勤務の態様から保護育成ができないと認められる場合	
2	ひとり親家庭等			(1)	離婚（事実上の離婚を含む。）・死亡・行方不明・未婚・拘禁	20
3	出産・疾病 ・心身障害	出産		(1)	出産前後休養のため保護育成ができない場合	12
		疾病	長期入院	(2)	入院中・入院予定者（1か月以上）	20
			自宅療養	(3)	常時臥床・精神性疾患・感染性疾患	20
				(4)	安静（おおむね日中4時間以上就床）	16
				(5)	一般療養	12
		心身障害		(6)	身体障害者手帳1級～2級・愛の手帳1度～3度・精神障害者保健福祉手帳1級～3級	20
				(7)	身体障害者手帳3級・愛の手帳4度	16
				(8)	身体障害者手帳4級	12
4	看護（介護）	入院・通院 ・通所付添い		(1)	月20日以上かつ1日4時間以上の付添い	18
				(2)	月16日以上かつ1日4時間以上の付添い	15
				(3)	月12日以上かつ1日4時間以上の付添い	12
		自宅療養		(4)	常時介護・重度介護	18
				(5)	随時介護（身の回りのことはある程度できるが、しばしば介助が必要）	15
				(6)	一般療養	12
5	求職	就労内定		(1)	1日8時間以上の就労を常態	13
				(2)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	12
				(3)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	11
		未定		(4)	求職のため日中外出を常態（期限3か月間）	11
6	育児休業			(1)	育児休業中	12
7	特例	就学等		(1)	不就労であるが、就学・技能習得のために保護育成ができない場合	番号１を準用
		災害		(2)	災害等による家屋の損失、その他災害復旧のために保護育成ができない場合	20
		その他		(3)	上記（1）及び（2）のほか、明らかに保護育成ができないと認められる場合	

※就労時間は規則に基づく勤務時間（休憩時間を含む）とし、残業・通勤時間は含まれません。ただし、育児時短勤務取得中の場合はそちらを適用します。

※番号２は、児童扶養手当証書の写しなどにより客観的に状況が確認できた場合に適用します。

※番号４は、原則として同居親族の看護(介護)の場合です。

※育児休業中の指数は、復帰予定日に応じて番号１または番号６を適用します。

※保護者が保育にあたれない要件が２つ以上ある場合は、主たる要件の指数を適用します。出産要件との重複は、出産要件が適用されます。

※表中空欄の指数については、申込者の実情に応じて各番号の指数を準用した形で決定します。

＜調整指数表＞

次に掲げる事情に該当する場合は、選考指数にそれぞれの点数を加算または減算します。

番号	児童を取り巻く環境等特殊な事情	調整指数
１	小学校１年生（障害児を含む。）	５
２	小学校２年生（障害児を含む。）	２
３	小学校３年生（障害児を除く。）	１
４	小学校３年生から６年生までの障害児 （身体障害者手帳、愛の手帳等を有する児童又は医師の診断書等により障害を有していると認められる児童）	２
５	両親不存在家庭	２
６	ひとり親家庭等	１
７	生活保護世帯	１
８	危険有害物等を扱う居宅内労働 （刃物・劇薬・火気・機械を扱う業種）	１
９	延長利用料（当該児童の兄弟姉妹に係る延長利用料を含む。）について、学童クラブを利用しようとする年度の前年度の４月から１０月までの延長利用料に３か月以上の滞納がある世帯又は前々年度以前の延長利用料に１か月以上の滞納がある世帯（区が認める場合を除く。）	-5

＜選考指数及び調整指数の合計が同位の場合の取扱い＞

選考指数及び調整指数の合計が同位の場合は、次の優先順位の順に学童クラブの利用を決定します。

優先順位	児童又は世帯の状況	備考
１	所得の低い世帯	生活保護受給世帯・住民税非課税世帯
２	低学年	学年が低い者を優先
３	身体障害者手帳1級～4級に該当する児童又は愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を有する児童	
４	ひとり親家庭等	
５	父母のどちらかが単身赴任の世帯	
６	保護者が入院・常時病臥の場合	1か月以上の入院・常時病臥
７	学童クラブを利用しようとする年度の前年度の平日における出席率が高い児童	9月から11月までの出席率が対象
８	就学前の兄弟がいる世帯	就学前の児童の人数が多い世帯を優先
９	待機期間	待機期間が長い世帯を優先
１０	区内在住期間	区内在住期間が長い世帯を優先

※優先順位５番については、遠隔地に住んでいることを証明する書類のいずれかの提出が必要です。書類の提出がない場合は、優先順位５番は適用されません。

- 居住している物件の賃貸借契約書
- 直近３か月分の公共料金支払領収証等（住所が記載されているもの）
- 辞令の写し等

※以上の優先順位をもっても同位の場合は、抽選により決定する場合があります。なお、抽選になった場合はご連絡いたします。